

明石市水防計画

(2023 年度修正)

明石市防災会議

明石市水防計画目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	
1	水防組織	2
2	水防本部の設置	2
3	水防本部の解散	2
	水防組織図	3
4	水防本部の事務分担	4
5	水防方面隊の担当区域	1 2
第 3 章	水防体制及び活動	
1	水防体制への移行	1 3
2	水防体制の区分、配備時期及び動員等	1 3
3	水防本部の配備指令の伝達方法	1 4
	水防体制別動員表	1 5
4	会議の開催及び種類	1 6
5	水防活動時の安全確保	1 6
第 4 章	水防関係情報の周知方法及び水防通信	
1	市民への周知方法	1 7
2	有線通信	1 7
3	無線通信	1 7
4	ビデオ会議システム	1 7
第 5 章	水防監視	
1	量水標の監視	1 8
2	量水標監視員の配置	1 8
3	河川監視カメラによる監視	1 8
4	量水標の監視基準	1 9
5	堤防の監視	1 9
6	海岸保全施設（防潮ゲート）及び水門（樋門）の監視	1 9
7	ため池の監視	1 9
8	ため池監視員の配置	2 0
9	安全配慮	2 0
1 0	平常時の水防監視	2 0
1 1	雨量計の所在地	2 0
第 6 章	特に警戒を要する水防地区	
1	河川等水防地区	2 1
2	ため池水防地区	2 1
3	土砂災害警戒区域	2 2
4	土砂災害特別警戒区域	2 3
第 7 章	水防設備	2 4
第 8 章	水位周知河川及び水防警報	2 5

第 9 章	気象（津波）警報・注意報	
1	水防活動の利用に適合する注意報・警報等の種類 及び発表基準（明石市）	2 6
2	特別警報	2 6
第 1 0 章	居住者等の避難	
1	高齢者等避難【警戒レベル 3】の発令	2 7
2	避難指示【警戒レベル 4】	2 7
3	避難指示等の内容	2 8
4	避難指示等の伝達方法	2 8
5	居住者の誘導	2 8
6	避難所	2 9
7	避難指示等の解除	2 9
8	警戒区域の設定	2 9
9	浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内施設の 避難確保・浸水防止計画	3 0
第 1 1 章	居住者等の水防義務	3 0
第 1 2 章	水防作業	3 0
第 1 3 章	警察との関係	3 0
第 1 4 章	隣接水防管理団体その他との協力応援	
1	隣接水防管理団体との応援協力	3 0
2	河川管理者の協力	3 1
3	水防協力団体の指定	3 1
4	災害時の応急対策業務に関する協定	3 1
第 1 5 章	水防関係連絡先	3 2
第 1 6 章	連絡系統	3 3
第 1 7 章	水防記録	3 4
第 1 8 章	報告	3 6
第 1 9 章	証票及び標識	
1	身分証票	3 7
2	公用負担命令票	3 7
3	優先通行標識	3 8
第 2 0 章	水防計画	3 8
第 2 1 章	水防訓練	3 8
	（参考資料）	
1	港湾・海岸付属施設（防潮ゲート）一覧表・位置図	3 9
2	樋門施設一覧表・位置図	5 7
3	河川通用門一覧表・位置図	6 3
4	特に警戒を要する水防地区	6 5
5	明石市水防本部 配置図（8 0 6 会議室）	6 8

明石市水防計画

明石市水防計画

第1章 総則

この計画は、水防法第33条に基づき、同法第1条の目的を達成するために市内の河川、海岸、港湾、ため池、内水等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水防のための機関又は水防団体活動、隣接水防管理団体との協力、応援並びに水防に必要な器具、資材、設備の整備及び運用等についての大綱を示したものである。

また、この計画は、明石市地域防災計画第3編災害応急対策計画のうちの第3章水防活動に規定する水防に関する計画に当たるものである。

【水防法】

第1条

(目的)

この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第3条

(市町村の水防責任)

市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。

第2章 水防組織

1 水防組織

- (1) 水防法第2条第2項に基づき、市長を水防管理者とし、水防管理者を補佐するため副管理者を置き、副市長の職（副市長が不在の場合は危機管理監）にあるものがあたる。
- (2) 水防管理者は、市域内における水防活動を行うため、水防本部を設置する。
水防本部は、全般統括部（市）、活動統括部（市）、水防隊本部（消防局）、水防方面隊本部（消防団）からなる。
- (3) 水防本部は、水防本部長のもと、全般統括部長、活動統括部長、水防隊本部長、水防方面隊本部長をおく。
- (4) それぞれの部に副部長をおき、各部長を補佐する。
- (5) 次ページ「水防組織図」

2 水防本部の設置

水防管理者は、下記の状況を認めた場合に水防本部を設置する。

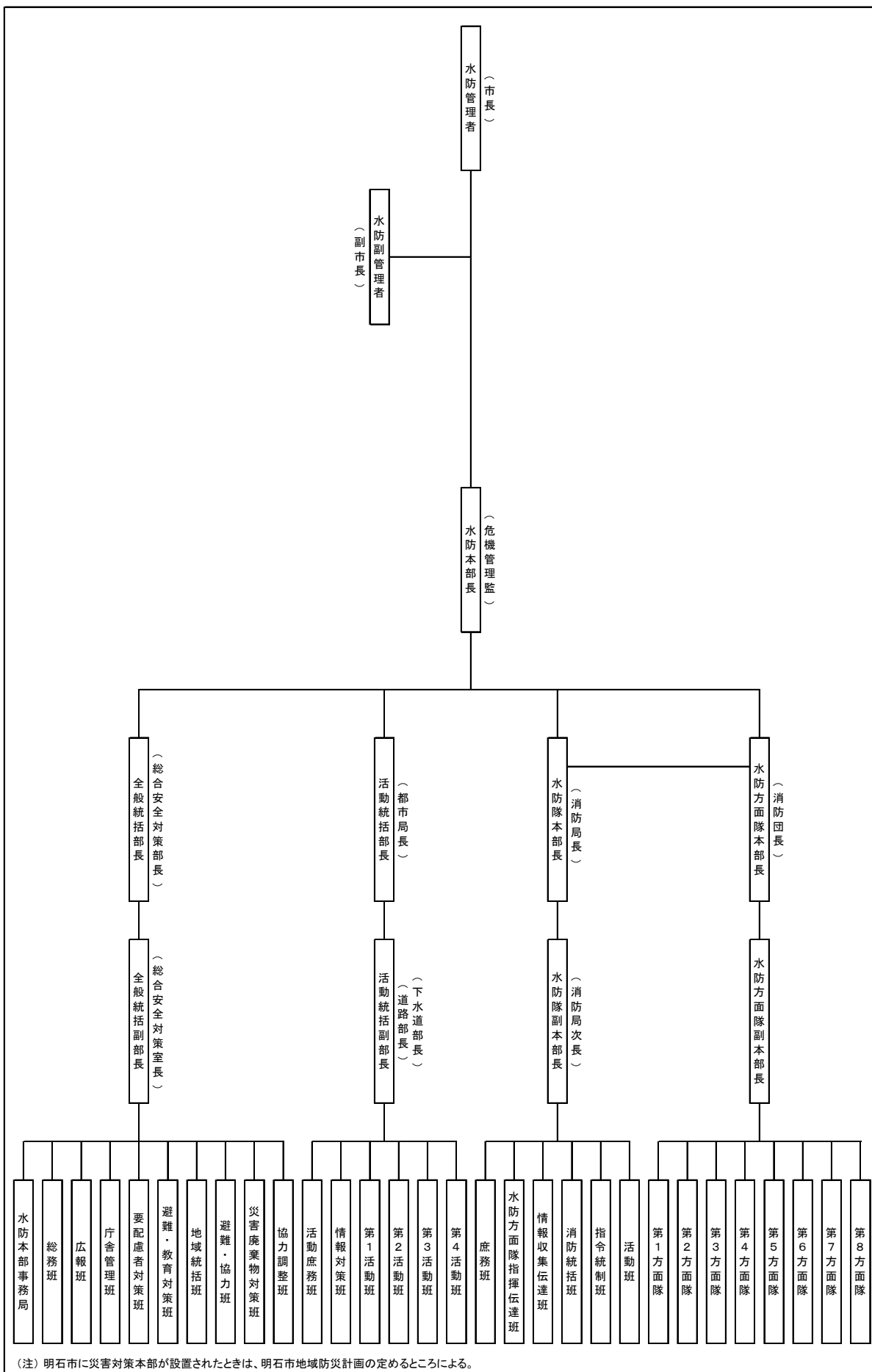
但し、緊急の必要があるときは、水防本部長が水防本部を設置することができるものとし、この場合、直ちに水防管理者に報告するものとする。

- (1) 大雨、洪水、高潮警報のいずれかが発表されたとき。（津波警報が発表された場合は、原則、災害対策本部を設置し、明石市での震度4発生時と同様の体制とする。）
- (2) 津波注意報が発表され、浸水のおそれがあるとき
- (3) 台風または異常な低気圧の接近が予測され、避難所の開設準備等、あらかじめ対処体制の準備が必要と認めるとき
- (4) 大雨、洪水、高潮または津波により災害が発生し、または発生するおそれがあると認めたとき
- (5) その他、水防管理者が必要と認めたとき

3 水防本部の解散

水防管理者は、予想された災害の危険が解消したと認めたとき、または災害に関し応急措置が終了し平常の事務分掌により処理できる段階に達したときは、本部の活動を終了し、本部を閉鎖するものとする。

(水防組織図)



(注) 明石市に災害対策本部が設置されたときは、明石市地域防災計画の定めるところによる。

4 水防本部の事務分掌

(1) 水防本部長

水防本部長（危機管理監）は、水防活動の総括的な指揮を行う。

(2) 全般統括部及び活動統括部

ア 市庁舎本部に全般統括部をおき、水防本部活動全般の統制・調整、広報、避難者支援等を行う。

イ 市庁舎本部に活動統括部をおき、被害情報の収集・整理、道路、農地、建築、海岸、公園、下水道等の業務を行う。

(3) 全般統括部及び活動統括部各班の事務分担は次のとおりとする。

ア 全般統括部

班 名	担 当 課	事 務 分 担
水防本部事務局 (全般統括部長) 総合安全対策部長 (全般統括副部長) 総合安全対策室長	総合安全対策室	①水防本部の設置、閉鎖等に関する事 ②水防指令その他命令伝達等に関する事 ③本部会議の開催に関する事 ④職員配備状況の把握、調整等に関する事 ⑤水防本部各班からの情報収集に関する事 ⑥県、警察等、水防関係機関との連絡調整に関する事 ⑦避難情報の発令に関する事 模擬訓練
総務班 (班長) 総務管理室長	◎総務課 職員室	①水防本部への協力に関する事 ②職員参集状況の把握に関する事 ③その他、他の班の所管に属さない事
広報班 (班長) シティセールス推進室 報道担当課長	◎広報課 シティセールス課 市民相談室 企画・調整室 本のまち推進課 インクルーシブ推進室	①報道機関との連絡、調整等に関する事 ②広報資料の作成に関する事 ③関係機関、市民等に対する災害情報の伝達に関する事
庁舎管理班 (班長) 財務室管財担当課長	財務室管財担当	①災害活動に係る庁舎施設等の管理に関する事 ②共用自動車の配車調整に関する事

班 名	担 当 課	事 務 分 担
要配慮者対策班 (班長) 福祉政策室長	◎福祉総務課 福祉施設安全課 施設人材育成課 生活福祉課 障害福祉課 発達支援課 地域共生社会室 高齢者総合支援室 ○保健総務課 保健予防課 健康推進課 相談支援課 生活衛生課 ○児童福祉課 子育て支援課 こども健康課 こども育成室 明石こどもセンター	①要配慮者対策に関すること ②社会福祉協議会とボランティアの受入 及び動員の連携に関すること ③感染症対策と健康管理に関すること ④医療機関との連携に関すること ※要配慮者対策班と医療救護班を統合
避難・教育対策班 (班長) 教育委員会事務局教育企画室長	◎総務担当(教育) 学校管理担当 青少年教育担当 学校給食課 学校教育課 児童生徒支援課 あかし教育研修センター 明石商業高等学校事務局 ○財務担当 契約担当 ○市民課 国民健康保険課 長寿医療課 人権推進課 男女共同参画課 文化・スポーツ室 ○福祉総務課 福祉施設安全課 施設人材育成課 生活福祉課 障害福祉課 発達支援課 地域共生社会室 高齢者総合支援室 ○児童福祉課 子育て支援課 こども健康課 こども育成室 明石こどもセンター	①避難所の開設等に関すること ②児童生徒の被災状況の調査に関するこ と

班 名	担 当 課	事 務 分 担
地域統括班 (班長) 市民協働推進室長	◎コミュニティ・生涯学習課 大久保市民センター 魚住市民センター 二見市民センター	【コミュニティ・生涯学習課】 ①情報対策班との連携に関する事 ②自治会等との連携に関する事 【各センター】 ①水防方面隊の補佐及び水防地区内の情 報収集等に関する事 ②水防用資材の收受等に関する事
災害廃棄物対策班 (班長) 環境室長	◎環境総務課 環境創造課 環境保全課 資源循環課 収集事業課 産業廃棄物対策課	①災害地のし尿収集に関する事 ②必要に応じ防疫作業の支援に関する 事 ③関係局部との情報連絡に関する事
避難・協力班 (班長) 産業振興室長	◎産業政策課 会計室、議会局 監査事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局	①避難支援（避難所運営、避難誘導等） に関する事 ②水防活動期に応じた他班への協力に 関する事
協力調整班 (班長) 市民生活室長	水防活動に従事して いない職員	①水防活動期に応じた他班への協力に 関する事

※ ◎は班の調整担当、○は班内の各局等の調整担当

イ 活動統括部

班 名	担 当 課	事 務 分 担
活動庶務班 (班長) 都市整備室長	都市総務課	①活動統括部の統制・調整及び他部等 との連携に関する事 ②水防活動状況のとりまとめに 関する事 ③水防倉庫及び資材の管理に 関する事 ④水防用資材の收受等に 関する事 ⑤水防活動班への協力に 関する事
情報対策班 (班長) 住宅課長	◎住宅課 ○総務課 職員室 工事検査担当	①情報収集・伝達及び情報の整理に 関する事
第1活動班 (班長) 道路安全室長	◎道路総務課 道路整備課 海岸・治水課 交通安全課	①道路、海岸に関する事 ②水防活動全般に関する事

第2活動班 (班長) 農水産課長	◎農水産課 必要に応じ水道局の 支援を受ける	①農地・ため池に関する事 ②水防活動全般に関する事
第3活動班 (班長) 住宅・建築室長	◎建築安全課 営繕課 開発審査課 緑化公園課 区画整理課	①家屋、公園に関する事 ②水防活動全般に関する事
第4活動班 (班長) 下水道室長	◎下水道総務課 下水道施設課 下水道整備課	①下水道に関する事 ②水防活動全般に関する事

※ ◎は班の調整担当、○は班内の各局等の調整担当

(4) 水防隊本部（消防局）

- ア 消防局に水防隊本部をおき、人命救助活動及び各種災害対応等を行う。
- イ 水防隊本部長は、水防隊本部及び水防方面隊本部の総括的な指揮をとる。
- ウ 水防隊副本部長は、水防隊本部長を補佐する。
- エ 水防隊本部の設置及び解散は、水防隊本部長の指示による。
- オ 水防隊本部各班の事務分掌は、次のとおりとする。

班 名	担 当 課	事 務 分 担
庶務班 (班長) 消防局総務課長	消防局総務課	①水防隊本部の庶務、渉外に関する事 ②広報班との連絡、調整等に関する事 ③水防隊本部に係る報道機関の対応、広報資料の作成に関する事
水防方面隊指揮伝達班 (班長) 消防局消防団担当課長		①水防方面隊本部との指揮、伝達・連絡・調整に関する事
情報収集伝達班 (班長) 消防局予防課長	消防局予防課	①情報収集・連絡、災害現場広報に関する事 ②水防隊本部の他班に属さない緊急対応に関する事
消防統括班 (班長) 消防局警防課長	消防局警防課	①現場活動における統括調整に関する事 ②水防活動記録、他機関調整、車両・資材調達、気象記録、水防出動調整に関する事
指令統制班 (班長) 消防局情報指令課長	消防局情報指令課	①水防出動指令、活動・気象記録、職団員の召集に関する事
活動班 (班長) 消防署長	消防署	①水防活動全般に関する事

(5) 水防方面隊本部（消防団）

ア 消防団本部室に水防方面隊本部をおき、担当区域内の水防業務を行う。

イ 水防方面隊本部長は、水防方面隊本部の総括的な指揮をとる。

ウ 水防方面隊副本部長は、水防方面隊本部長を補佐する。

エ 水防方面隊本部の設置及び解散は、水防方面隊本部長の指示による。

オ 水防方面隊各班の事務分担は次のとおりとする。

(ア) 第1方面隊

① 第1方面隊長は第1分団長があたる。

② 第1方面隊の本部は中崎分署とする。

③ 第1方面隊の各班については次のとおりとする。

班 名	担 当 班	事 務 分 担
庶務班 (班長)第1分団副分団長 消防団担当課長	大蔵班 人丸班 太寺上ノ丸班 明石班 王子班 船上班	①第1方面隊の庶務、救護に関すること
監視班 (班長)第1分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関すること
連絡班長 (班長)大蔵班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡に関すること
情報班長 (班長)王子班班長		①水防活動記録及び報告に関すること
活動班 (班長)第1分団長 第1分団副分団長		①水防作業全般に関すること

(イ) 第2方面隊

① 第2方面隊長は第2分団長があたる。

② 第2方面隊の本部は明石市消防局とする。

③ 第2方面隊の各班については次のとおりとする。

班 名	担 当 班	事 務 分 担
庶務班 (班長)第2分団副分団長 消防団担当課長	林班 林崎班 西明石班 西鳥羽班 藤江班 藤が丘班	①第2方面隊の庶務、救護に関すること
監視班 (班長)第2分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関すること
連絡班長 (班長)西明石班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)藤江班班長		①水防活動記録及び報告に関すること
活動班 (班長)第2分団長 第2分団副分団長		①水防作業全般に関すること

(ウ) 第3方面隊

- ① 第3方面隊長は第3分団長があたる。
- ② 第3方面隊の本部は大久保市民センターとする。
- ③ 第3方面隊の各班については次のとおりとする。

班名	担当班	事務分担
庶務班 (班長)第3分団副分団長 大久保市民センター課長	松陰新田班 松陰班 大窪班 中ノ番班 山ノ下班 川西班 西大窪班 西脇班 駅前班 大久保町班 森田班	①第3方面隊の庶務、救護に関する事
監視班 (班長)第3分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関する事
連絡班長 (班長)西脇班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)森田班班長		①水防活動記録及び報告に関する事
活動班 (班長)第3分団長 第3分団副分団長		①水防作業全般に関する事

(エ) 第4方面隊

- ① 第4方面隊長は第4分団長があたる。
- ② 第4方面隊の本部は大久保市民センターとする。
- ③ 第4方面隊の各班については次のとおりとする。

班名	担当班	事務分担
庶務班 (班長)第4分団副分団長 大久保市民センター課長	谷八木班 八木班 西八木班 東江井班 西江井班 東島班 西島班 福田班	①第4方面隊の庶務、救護に関する事
監視班 (班長)第4分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関する事
連絡班長 (班長)東江井班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)西江井班班長		①水防活動記録及び報告に関する事
活動班 (班長)第4分団長 第4分団副分団長		①水防作業全般に関する事

(オ) 第5方面隊

- ① 第5方面隊長は第5分団長があたる。
- ② 第5方面隊の本部は魚住市民センターとする。
- ③ 第5方面隊の各班については次のとおりとする。

班 名	担 当 班	事 務 分 担
庶務班 (班長)第5分団副分団長 魚住市民センター課長	金ヶ崎班 柳井班 長坂寺班 長池班 浜西班 清水班 清水新田班 上野班	①第5方面隊の庶務、救護に関する事
監視班 (班長)第5分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関する事
連絡班長 (班長)長坂寺班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)清水新田班班長		①水防活動記録及び報告に関する事
活動班 (班長)第5分団長 第5分団副分団長		①水防作業全般に関する事

(カ) 第6方面隊

- ① 第6方面隊長は第6分団長があたる。
- ② 第6方面隊の本部は魚住市民センターとする。
- ③ 第6方面隊の各班については次のとおりとする。

班 名	担 当 班	事 務 分 担
庶務班 (班長)第6分団副分団長 魚住市民センター課長	中尾班 浜谷班 西岡班 山川班	①第6方面隊の庶務、救護に関する事
監視班 (班長)第6分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関する事
連絡班長 (班長)山川班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)中尾班班長		①水防活動記録及び報告に関する事
活動班 (班長)第6分団長 第6分団副分団長		①水防作業全般に関する事

(キ) 第7方面隊

- ① 第7方面隊長は第7分団長があたる。
- ② 第7方面隊の本部は二見市民センターとする。
- ③ 第7方面隊の各班については次のとおりとする。

班 名	担 当 班	事 務 分 担
庶務班 (班長)第7分団副分団長 二見市民センター課長	上西二見班 岡ノ上班 福里班	①第7方面隊の庶務、救護に関すること
監視班 (班長)第7分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関すること
連絡班長 (班長)上西二見班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)福里班班長		①水防活動記録及び報告に関すること
活動班 (班長)第7分団長 第7分団副分団長		①水防作業全般に関すること

(ク) 第8方面隊

- ① 第8方面隊長は第8分団長があたる。
- ② 第8方面隊の本部は二見市民センターとする。
- ③ 第8方面隊の各班については次のとおりとする。

班 名	担 当 班	事 務 分 担
庶務班 (班長)第8分団副分団長 二見市民センター課長	東二見班 西二見班	①第8方面隊の庶務、救護に関すること
監視班 (班長)第8分団部長		①量水標、堤防監視、巡視に関すること
連絡班長 (班長)東二見班班長		①水防隊本部長、他の方面隊との連絡
情報班長 (班長)西二見班班長		①水防活動記録及び報告に関すること
活動班 (班長)第8分団長 第8分団副分団長		①水防作業全般に関すること

※ 状況により、方面隊長において班長を適宜変更することができるものとする。この場合においては、直ちに水防方面隊本部長に報告しなければならない。

5 水防方面隊の担当区域

方面隊名	水防警戒箇所	量水標監視地点
第1方面隊	明石川（下流部） 朝霧川（全域） ため池 海岸一帯	明石川 （国道2号南）
第2方面隊	藤江川（全域） ため池 海岸一帯	
第3方面隊	谷八木川（上流・中流部） 赤根川（上流部） ため池	谷八木川 （JR橋梁北）
第4方面隊	谷八木川（下流部） 赤根川（中流部左岸・下流部） ため池 海岸一帯	
第5方面隊	赤根川（中流部右岸） 瀬戸川（上流部） 清水川（中流部・下流部左岸） ため池	赤根川 （新幹線高架北） 清水川 （国道2号北）
第6方面隊	瀬戸川（中流部左岸・下流部） ため池 海岸一帯	瀬戸川 （新幹線高架北）
第7方面隊	清水川（下流部右岸） 瀬戸川（中流部右岸） ため池	
第8方面隊	瀬戸川（中流部右岸） ため池 海岸一帯	瀬戸川 （JR橋梁南）

※ 市内河川において、左岸とは東側、右岸とは西側となる（以下同様）

※ 谷八木川：第3・第4方面隊による共同管理

赤根川：第3・第4・第5の各方面隊による共同管理

清水川：第5・第7方面隊による共同管理

瀬戸川：第5・第6・第7・第8の各方面隊による共同管理

第3章 水防体制及び活動

1 水防体制への移行

水防管理者は、水防活動の必要性が生じた場合、または水防活動の必要性があると予測される事態に至ったとき、必要な水防体制に移行するものとする。

水防体制は、警戒体制に移行した段階から入るものとする。

2 水防体制の区分、配備時期及び動員等

(1) 水防体制の区分、配備時期等は次のとおりとする。

体制区分	配備時期	実施業務	発令権者
警戒体制	1 大雨（浸水害、土砂災害）警報、洪水警報、高潮警報、のいずれかが発表されたとき	1 情報の収集・整理 2 対処体制の準備 3 連絡調整業務	水防 本部長
活動準備体制	1 津波注意報が発表され、浸水の恐れがあるとき 2 台風または異常な低気圧の接近等が予測され、避難所の開設準備等、予め対処体制の準備が必要と判断したとき	1 市内の風水害等の把握・初動対処 2 住民からの通報・要望への対応 3 避難所開設準備 4 要配慮者対応準備 5 市民広報の実施	水防 本部長
活動第1体制	1 市内河川の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき 2 大雨、洪水、高潮、津波等により、水防活動の必要性があると判断したとき	1 高齢者等避難または避難指示の発令 2 避難所の開設・運営 3 要配慮者への対応 4 関係機関・団体等との連絡調整・依頼 5 水防本部の運営	水防 管理者
活動第2体制	1 市内河川の水位が避難判断水位に達し、更に水位上昇が見込まれるとき 2 大雨、洪水、高潮、津波等により市内に被害が発生し、要員の増強が必要と判断したとき	1 避難指示または緊急安全確保の発令 2 災害廃棄物の処理	水防 管理者

(2) 水防体制に基づく動員等

ア 各体制における必要とする人員の動員は、次ページに示す「水防体制別動員表」を基準として動員する。

イ 台風または異常な低気圧の接近が予測され、避難所の準備等が予想される場合は、活動準備体制における動員表の人員に加え、総務班、地域統括班、避難・協力班、活動庶務班、情報対策班、活動班のうち、必要な班の人員を事務局が指定し参集する。

ウ 気象、水害等の状況等の変化により、対処のため増員が必要となる場合は、各体制における動員計画にかかわらず、各班長の判断により増員することができる。不足する場合には水防本部長に要請する。

また、状況に応じ水防本部長の指示により増員または減員する。

エ 水防活動の長期化などにより要員の交代が必要な場合は、体制を確保しつつ、各班長の判断で交代させるものとする。

オ 大規模の水害が発生するおそれがあり、全職員による水防活動の必要性があると判断した場合は、災害対策本部体制へと移行する。

(3) 水防隊本部（消防局）及び水防方面隊本部（消防団）の水防体制と動員

ア 水防隊本部及び水防方面隊本部は、それぞれの本部長の指令により動員し、体制をとるものとする。

イ 水防隊本部は、水防本部が活動第1体制の場合に、水防初動配備召集、活動第2体制の場合に1号非常召集の体制をとることを目安とする。

ウ 水防方面隊本部は、水防本部が活動第1体制の段階で水防方面隊本部として対応できるよう体制を整えておくものとする。

(4) 水防隊本部（消防局）との連携

水防本部長は、水防活動を行うにあたり、水防隊本部に連絡員を水防本部指揮所に派遣するよう要請し、連携を図るものとする。

3 水防本部の配備指令の伝達方法

(1) 執務時間内の伝達方法

庁内放送、電話等により行う。

(2) 執務時間外の伝達方法

ア 電話、メール等により行う。伝達すべき職員が不在のときは、その次の職員に伝達する。

イ 職員は、異常天候等の場合には気象情報に注意し、その状況により、進んで所属長等と連絡をとり、その指揮に従うように努めなければならない。

(水防体制別動員表)

2023年5月1日現在

区分	班別等	警戒体制	活動準備体制	活動第1体制	活動第2体制	合計
水防管理者等	水防管理者			1	1	1
	水防副管理者			2	2	2
	水防本部長	1				1
	全般統括部長	1				1
	活動統括部長	1				1
	全般統括副部長					
全般統括部	水防本部事務局	4		4	2	10
	総務班		(注)	5	7	12
	広報班	1		7	19	27
	庁舎管理班	2		9	7	18
	要配慮者対策班		7	23	38	68
	避難・教育対策班		1	37	5	43
	地域統括班		(注)	9	18	27
	避難・協力班		(注)	19		19
	災害廃棄物対策班				15	15
	協力調整班					
活動統括部	活動庶務班	4	(注)	3	2	9
	情報対策班	1	(注)	9	5	15
	第1活動班	7	(注)	54	3	64
	第2活動班	3	(注)	10	6	19
	第3活動班	4	(注)	29	17	50
	第4活動班	6	5	17	26	54
小計	35	13	235	173	456	
水防隊本部	本部長			1		1
	副本部長			1		1
	庶務班			4	6	10
	水防方面隊指揮伝達班	1		1		2
	情報収集伝達班	1		5	16	22
	消防統括班	1		5		6
	指令統制班	1		18		19
	活動班			87	98	185
	小計	4		122	120	246
	水防方面隊	本部長			1	
副本部長				4		4
庶務班				1	4	5
小計				6	4	10
隊長				1		1
庶務班				1	2	3
監視班				3	6	9
連絡班				2	5	7
情報班				2	1	3
活動隊				6	39	45
小計				15	53	68
隊長				1		1
庶務班				1	2	3
監視班				3	6	9
連絡班				2	5	7
情報班			2	1	3	
活動隊			6	55	61	
小計			15	69	84	

区分	班別等	警戒体制	活動準備体制	活動第1体制	活動第2体制	合計
水防方面隊	隊長			1		1
	庶務班			1	2	3
	監視班			8	11	19
	連絡班			2	10	12
	情報班			2	1	3
	活動隊			11	95	106
	小計			25	119	144
	隊長			1		1
	庶務班			1	2	3
	監視班			5	8	13
連絡班			2	7	9	
情報班			2	1	3	
活動隊			8	71	79	
小計			19	89	108	
隊長			1		1	
庶務班			1	2	3	
監視班			5	8	13	
連絡班			2	7	9	
情報班			2	1	3	
活動隊			8	71	79	
小計			19	89	108	
隊長			1		1	
庶務班			1	2	3	
監視班			2	5	7	
連絡班			2	4	6	
情報班			2	1	3	
活動隊			5	49	54	
小計			13	61	74	
隊長			1		1	
庶務班			1	2	3	
監視班			2	3	5	
連絡班			1	2	3	
情報班			1	1	2	
活動隊			3	28	31	
小計			9	36	45	
隊長			1		1	
庶務班			1	2	3	
監視班			1	2	3	
連絡班			1	1	2	
情報班			1	1	2	
活動隊			2	18	20	
小計			7	24	31	
小計			128	544	672	
合計		39	13	485	840	1377

1 各体制の人員数は、各体制ごとに必要となる人員数であり、各体制の累積人員数ではない。

2 活動準備体制において(注)で表示した班は、気象・被害発生想定地域・管理施設の状況等から必要に応じ所要の人員を参集することを示す。

4 会議の開催及び種類

(1) 会議の開催

水防管理者及び水防本部長は、気象及び被害等の状況を見極め、会議を開催し、必要な対策を講じる。

(2) 会議の区分

ア 本部会議

本部会議は、水防管理者、水防副管理者、水防本部長及び各班長等により構成し、避難指示等発令の決定、災害対策本部体制への移行など、重要事項の決定等を行う。

イ 班長会議

班長会議は、水防本部長、全般統括部長、活動統括部長、副部長及び各班長等により構成し、情報の共有、対策・処置、各班への指示、本部会議の準備等を行う。

(3) 各体制における班長会議

ア 水防体制移行前

気象状況等から、水防体制に移行することが予測される場合に行う。

イ 警戒体制時

警戒体制発令に基づき参集した班長等による会議。特に該当する警報等の気象情報が発表の場合、発表後1時間以内を目途に班長会議を行う。

ウ 活動準備体制時

活動準備体制の発令に基づき参集した班長等による会議。警報等の気象情報により、避難所準備等あらかじめ対処体制の準備が必要と判断される場合に行う。

エ 活動体制時

活動第1、第2体制の発令に基づき参集した班長等による会議。

5 水防活動時の安全確保

洪水、雨水出水、津波又は高潮のいずれにおいても、水防活動従事者は、自身の安全確保に留意して水防活動を実施する。

また、避難誘導や水防作業等の際にも、次の点について配慮し、自身の安全を確保しなければならない。

(1) 水防活動を実施する場合は、ライフジャケットを着用するなどの安全確保を実施し、災害時でも利用可能な拡声器、通信機器など安全確認に必要な資機材を携行する等、二次災害の防止に努める。

(2) 水防活動は原則として2名以上で行う。危険を伴う活動の場合は増員を行うとともに、従事者のうち1名は活動にあたっての指揮、安全管理を行い、活動中の不足の事態に備え、退避場所の確認や速やかな退避を含む具体的な指示や注意を行う。

第4章 水防関係情報の周知方法及び水防通信

水防指令、居住者避難、避難情報、水防警報等の発表・解除等の伝達は、次により行う。

1 市民への周知方法

- (1) 防災行政無線による放送、広報車及び拡声器により周知を図る。
- (2) 自主防災組織、住民自治組織等の協力を得て、周知を図る。
- (3) 市ホームページにより周知を図る。
- (4) テレビ、ラジオ等報道機関に報道要請する。
- (5) 防災ネットあかし、エリアメール・緊急速報メール、ツイッター、フェイスブック、インターネットFAXにより周知を図る。

2 有線通信

- (1) 市庁舎電話施設及び庁内放送施設
- (2) 県庁とのホットライン
- (3) 消防専用電話施設及び消防署内放送施設

3 無線通信

- (1) 兵庫衛星通信ネットワーク
 - ア 防災電話及び防災ファクシミリ
 - イ 音声一斉同報及びファクシミリ一斉同報
- (2) 市庁舎と出先機関及び避難所等を結ぶ防災行政無線
- (3) 市内部、防災関係機関との情報伝達を行う非常通信（明石市デジタル簡易無線機通信網）
- (4) 消防用無線
- (5) 水道用無線

4 ビデオ会議システム

- (1) 防災情報現場中継システム

第5章 水防監視

1 量水標の監視

- (1) 監視員は、水防管理者の指示に基づき、量水標の監視にあたる。
- (2) 監視員は、水位の変動を監視し、水位の上昇ごとに水防管理者に報告する。

2 量水標監視員の配置（※清水川は量水標がないため、目視による監視）

河川名	位置	担当
明石川	西新町3丁目	水防方面隊第1方面隊
谷八木川	大久保町大久保町字下ヶ谷	〃 第3方面隊
赤根川	魚住町金ヶ崎字柳井屋敷	〃 第5方面隊
瀬戸川	魚住町西岡字鴨台	〃 第8方面隊
	魚住町西岡字今井	〃 第6方面隊
清水川	魚住町清水字水田	〃 第5方面隊

3 河川監視カメラによる監視

(1) 兵庫県設置カメラ

河川名	位置	設置年
朝霧川	大蔵八幡町（国道2号南側右岸）	2021年
明石川	西新町3丁目（国道2号南側右岸）	
谷八木川	大久保町大久保町字下ヶ谷（JR北側右岸）	
赤根川	魚住町金ヶ崎字柳井屋敷（新幹線北側右岸）	
瀬戸川	魚住町西岡字鴨台（JR南側右岸）	

各河川の量水標付近を撮影し、5分ごとに更新。

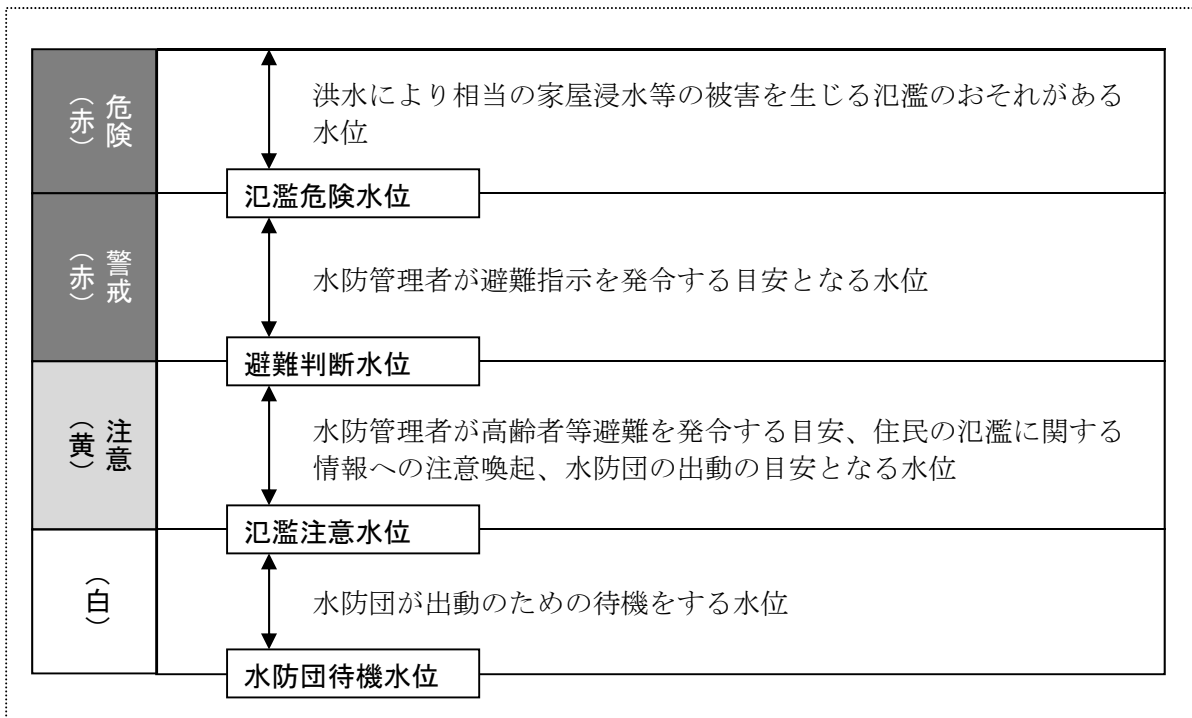
(2) 明石市設置カメラ

河川名	位置	設置年
明石川	大明石町2丁目（大観小学校屋上）	2019年

明石川流域を撮影し、カメラ映像を24時間ライブ配信。

4 量水標の監視基準

明石川、谷八木川、赤根川、瀬戸川の水位については下記の量水標等をもとに監視する（※清水川は目視による監視を行う）。



5 堤防の監視

- (1) 監視員は、出水時、水防管理者又は水防隊本部長・水防方面隊本部長・水防方面隊長の命によって堤防における越水・溢水（水のあふれ）及び漏水・浸食等を監視するために巡視を行い、異常等を発見した場合は、直ちに水防管理者等に報告する。
- (2) 水防管理者は、堤防の異常等の報告を受けた場合は、直ちに関係者に通知するとともに必要な措置を行う。

6 海岸保全施設(防潮ゲート)及び水門(樋門)の監視

- (1) 市が管理している海岸保全施設等は、参考資料の港湾・海岸附属施設(防潮ゲート)一覧表、樋門施設一覧表及び河川通用門一覧表のとおりとする。
- (2) 海岸保全施設等の管理者は、河川水位、潮位の状況によって必要な措置をとる。

7 ため池の監視

監視員は水防指令が発令される前であっても、水防管理者の指示に基づき、ため池の監視にあたる。

8 ため池監視員の配置

池名	所在地	担当
大池	大久保町松陰字大池 337-1	第2活動班
切池	大久保町西島字東原 1	第2活動班
大道池	魚住町金ヶ崎字大三味 1645	第2活動班
古前中池	魚住町長坂寺字横山 739	第2活動班
寺山池	魚住町清水字寺山 2731	第2活動班
明神池	魚住町清水字明神下 2597-1	第2活動班
新池	魚住町清水字立合池ノ下 633-1. 634	第2活動班
平池	魚住町西岡字平池ノ上 603-1	第2活動班
古前上池	魚住町長坂寺字往還端 1133	第2活動班
新池	魚住町清水字龍ヶ池下 2625	第2活動班
西谷下池	魚住町錦が丘 2 丁目 15	第2活動班
八十島池	大久保町茜 1 丁目 4	第2活動班

9 安全配慮

洪水、津波又は高潮のいずれにおいても、監視員の安全確保に留意して水防活動を実施する。

10 平常時の水防監視

平常時から、重要水防区域を中心に河川、堤防、ため池及び海岸保全施設等の巡視を実施し、異常等を発見した場合は、当該施設管理者に連絡するとともに必要な措置を行う。

11 雨量計の所在地

所在地 : 設置者

- (1) 明石市中崎 1 丁目 : 加古川土木事務所
- (2) 明石市二見町東二見 : 加古川土木事務所
- (3) 明石市二見町南二見 : 神戸地方気象台

※ (風速計)

明石市二見町南二見 : 神戸地方気象台

(潮位計)

明石市港町 : 加古川土木事務所

明石市二見町東二見 : 加古川土木事務所

第6章 特に警戒を要する水防地区

市内水防区域のうち、特に警戒を要する水防地区は次のとおりとする。

1 河川等水防地区

名 称	左・右岸	重 要 水 防 区 域			対策 工法
		地 点 名	延長 (m)	予想される危険	
清水川	左・右	魚住町西岡 (国道2号より下流 260m)	260	溢 水	積土俵

※ 重要水防区域とは、洪水または高潮等によって公共におよぼす影響が大きいため、水防活動を重点的に実施すべき区域をいう。

2 ため池水防地区

(1) 要監視ため池

2022年4月1日現在

名 称	所 在 地	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	備 考
林 谷 池	和坂1丁目 963	130	26,000	4.2	
新 池	大久保町大窪字大谷 2598-1	400	37,000	6.2	
片 淵 池	大久保町大窪 2609-9	293	79,000	4.6	
寺 池	大久保町松陰新田字屋敷裏 665	164	9,000	5.2	
大 池	大久保町松陰字大池 337-1	268	36,000	6.0	監視員配置
皿 池	大久保町西脇字新池谷 719-1	120	26,000	3.7	
真 池	大久保町谷八木字奥北野 1189-1	163	6,000	1.4	
上 池	大久保町西島字原田 682-1	560	12,000	2.1	
切 池	大久保町西島字東原 1	190	55,000	2.3	監視員配置
新 池	魚住町金ヶ崎字砂池谷 1600	156	42,000	5.6	
大 道 池	魚住町金ヶ崎字大三味 1645	130	40,000	3.3	監視員配置
古前中池	魚住町長坂寺字横山 739	97	10,000	3.5	監視員配置
烏 池	魚住町清水字烏池ノ下 2275-1 ほか	600	30,000	2.4	
寺 山 池	魚住町清水字寺山 2731	372	17,000	3.4	監視員配置
明 神 池	魚住町清水字明神下 2597-1	577	20,000	2.6	監視員配置
新 池	魚住町清水字立合池ノ下 633-1. 634	469	101,800	6.0	監視員配置
安 政 池	魚住町西岡字戌ノ方谷 2188-1	67	11,000	5.8	
稗 沢 池	二見町福里字上所 668. 669-1	268	14,000	2.5	

名 称	所 在 地	堤長 (m)	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	備 考
湯ノ池	二見町東二見字池ノ上 630-2	32	2,000	1.8	
鴻池	二見町東二見字池ノ上 631-1. -6	130	7,000	3.5	
今池	二見町西二見字小池の北 383-1. -28	255	51,000	3.8	
平池	魚住町西岡字平池ノ上 603-1	260	6,000	3.6	監視員配置
古前上池	魚住町長坂寺字往還端他 1133	42	800	2.0	監視員配置
新池	魚住町清水字龍ヶ池下 2625	416	15,900	3.1	監視員配置
西谷下池	魚住町錦が丘2丁目 15	77	16,800	5.9	監視員配置

※ 要監視ため池とは、防災重点農業用ため池（農業用ため池のうち決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池）のうち、老朽化の進行又は構造上の不備等によって洪水又は地震等に対して脆弱な状態であり改修又は耐震補強が必要であって、日常的に監視が必要なため池をいう。

(2) その他のため池

名 称	所 在 地	満水面積 (ha)	貯水量 (m ³)	堤高 (m)	満水面上の 余裕 (m)
八十島池	大久保町茜1丁目 4	1.8	40,500	4.1	1.4

※ 赤根川流域の調整池として位置づけられており、大雨が予想される場合、事前に水位を低下させる必要がある。

3 土砂災害警戒区域

箇 所 名		箇 所 名	
1	朝霧北町(1) I	16	八木(2) II
2	朝霧北町(2) I	17	八木(3) II
3	北朝霧丘(1) I	18	八木(4) III
4	北朝霧丘(2) II	19	八木(5) III
5	朝霧東町	20	八木(6) III
6	大蔵谷(1) I	21	江井島(1) I
7	東野町(1) I	22	江井島(2) I
8	東野町(2) I	23	江井島(3) II
9	人丸町 II	24	江井島(4) II

10	太寺 I	25	江井島(5)Ⅱ
11	山下町 I	26	江井島(6)Ⅲ
12	藤江Ⅱ	27	江井島(7)Ⅲ
13	谷八木(1) I	28	大窪 I
14	谷八木(2) I	29	西脇 I
15	八木(1)Ⅱ	30	金ヶ崎 I

4 土砂災害特別警戒区域

箇所名		箇所名	
1	朝霧東町	3	人丸町Ⅱ
2	東野町(2) I		

第7章 水防設備

[水防資機材保有状況]

資機材等 保管場所	倉庫管理担当	完成土のう	土のう袋	木杭	S B	S B	スコップ	掛矢	ツルハシ	発電機	水中ポンプ	投光機	一輪車	リヤカー	防水シート	
		(袋)	(枚)	(本)	パイル	パイル用	(丁)	(丁)	(丁)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(枚)	
本庁水防倉庫	活動 庶務班	1,200	1,000	0	0	1	16	0	1	0	0	0	1	2	0	
川端公園水防倉庫		1,200	0	0	300	2	20	0	0	0	0	0	0	1	0	
江井島港サザン公園 水防倉庫		800	0	0	0	0	10	0	0	0	0	0	10	1	0	
大明石町2丁目 防災倉庫(※5)		0	0	0	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	45	
大久保市民センター 水防倉庫		500	1,600	300	0	0	60	20	6	1	2	1	0	1	250	
魚住市民センター 水防倉庫		200	0	300	0	0	60	25	14	1	1	1	3	1	40	
二見市民センター 水防倉庫		0	0	150	0	0	50	10	10	1	1	1	3	0	100	
二見分署水防倉庫		630	350	400	0	0	47	10	5	0	0	0	2	1	85	
二見みなと記念ホール 水防倉庫		300	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
王子2丁目公園 水防倉庫		900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	2	0	
水防本部計			5,730	2,950	1,150	300	3	269	65	36	3	4	3	22	10	520
消 防 署	消 防 署	本署	1,000	400	58	0	0	141	10	24	0	0	0	2	0	25
		朝霧分署	350	555	47	0	0	33	5	7	0	0	0	1	0	72
		中崎分署 (※1)	236	66	35	0	47	6	6	0	0	0	1	0	21	
		大久保分署	350	600	44	0	0	35	5	7	0	0	0	1	0	30
		江井島分署	400	463	50	0	0	28	5	4	0	0	0	1	0	73
		魚住分署 (※2)	300													
		二見分署 (※3)														
水防隊計 (共用資機材を含まない)		2,400	2,254	265	35	0	284	31	48	0	0	0	6	0	221	
合計 (共用資機材を含む)		9,410	5,650	1,815	335	3	612	106	89	3	4	3	30	11	854	

- ※1 中崎分署の完成土のうについては、本庁水防倉庫に保管し、水防本部員との共用資機材とする。
 ※2 魚住分署の保有資機材(完成土のう除く)については、魚住市民センター水防倉庫内に保管し、水防本部員との共用資機材とする。
 ※3 二見分署の保有資機材については、二見分署水防倉庫内に保管し、水防本部員との共用資機材とする。
 ※4 土のう用の土砂については、大雨、洪水、高潮等の災害が予想されるなど、必要と認められるときに配備する。
 ※5 吸水性土のう 2,420枚 (20枚/箱×121箱)を保有。
 ※6 水防倉庫については年1回の施設及び物品の点検を実施する。
 ※7 倉庫管理担当が、鍵を管理する。

連絡先 活動庶務班 078-918-5037
 消 防 本署管理係 078-918-5273
 朝霧分署 078-915-0119
 中崎分署 078-918-0119
 大久保分署 078-934-0119
 江井島分署 078-946-0119
 魚住分署 078-948-0119
 二見分署 078-942-0119

第8章 水位周知河川及び水防警報

水防法第13条第2項の規定に基づき、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして、知事が指定した水位周知河川において、知事は避難判断水位に達した場合や、洪水、津波又は高潮により災害発生のおそれがあるため水防警報を発表した場合は、明石市に通知する。

水位周知河川（管理者：加古川土木事務所）

河川名	観測場所	氾濫注意 水位（黄）	避難判断 水位（オレンジ）	氾濫危険 水位（赤）
明石川	西新町3丁目 （国道2号南側）	3.80	4.70	4.90
谷八木川	大久保町大久保町 （JR橋梁北側）	1.70	2.10	2.50
赤根川	魚住町金ヶ崎 （新幹線高架北側）	1.40	1.50	1.80
瀬戸川	魚住町西岡 （JR橋梁南側）	1.20	1.80	2.20

第9章 気象（津波）警報・注意報

1 水防活動の利用に適合する注意報・警報等の種類及び発表基準（明石市）

種 類		基 準
注 意 報	大雨注意報	表面雨量指数基準：7 又は 土壌雨量指数基準：91
	洪水注意報	流域雨量指数基準：明石川=20.1、赤根川=6.3、瀬戸川=8.0 複合基準 ※1：明石川(5, 20.1)、赤根川(5, 6.3)、瀬戸川=(5, 7.7)
	強風注意報	平均風速 陸上：12m/s 海上：15m/s
	風雪注意報	平均風速 陸上：12m/s 雪を伴う 海上：15m/s 雪を伴う
	大雪注意報	12時間降雪の深さ：5cm
	波浪注意報	有義波高：1.5m
	高潮注意報	潮位：1.2m
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	濃霧注意報	視程 陸上：100m 海上：500m
	乾燥注意報	最小湿度40%で実効湿度60%
	なだれ注意報	①積雪の深さ70cm以上あり降雪の深さ20cm以上 ②積雪の深さ50cm以上あり最高気温9℃以上又は24時間雨量10mm以上 ※2
	低温注意報	最低気温：-4℃以下 ※2
	霜注意報	4月以降の晩霜 神戸地方気象台で最低気温4℃以下、 姫路特別地域気象観測所で最低気温2℃以下
	着雪注意報	24時間降雪の深さ：20cm以上 気温：2℃以下
警 報	大雨警報	(浸水害) 表面雨量指数基準：19
		(土砂災害) 土壌雨量指数基準：124
	洪水警報	流域雨量指数基準：明石川=25.2、赤根川=7.9、瀬戸川=10.0 複合基準 ※1：瀬戸川=(5.0, 8.6)
	暴風警報	平均風速 陸上：20m/s 海上：25m/s
	暴風雪警報	平均風速 陸上：20m/s 雪を伴う 海上：25m/s 雪を伴う
	大雪警報	12時間降雪の深さ：10cm
	波浪警報	有義波高：3.0m
高潮警報	潮位：2.0m	
記録的短時間大雨情報		1時間雨量：110mm

※1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 気温は神戸地方気象台、姫路特別地域気象観測所、洲本特別地域気象観測所の値

2 特別警報

気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ
が著しく大きい場合として、降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当す
る場合には、大雨、津波、高潮等について特別警報を発表する。

第10章 居住者等の避難

1 高齢者等避難【警戒レベル3】の発令

河川の水位上昇や降雨量などにより、避難指示が発令される可能性がある場合、避難を要すると判断される地域については、事前に住民に対して高齢者等避難を発令し、避難準備と自主避難の促進を図る。特に要配慮者（災害時要援護者）に対しては、関係機関等の協力を得て、早い時点で避難準備又は安全な場所へ避難させるものとする。

2 避難指示【警戒レベル4】

- (1) 市長は災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。（災害対策基本法第60条）
- (2) 水防管理者は、洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対して、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。（水防法第29条）
- (3) 避難指示発令【警戒レベル4】に該当する事項
 - ・ 河川が避難判断水位を突破し、洪水のおそれがあるとき
 - ・ 津波警報が発表されたとき、又は津波注意報が発表され浸水のおそれがあるとき
 - ・ 潮位が各検潮所の警戒潮位に達し、高潮による災害が発生するおそれがあるとき
 - ・ 土砂災害警戒情報及び補足情報、前兆現象等から土砂災害が発生するおそれがあり付近住民に生命の危険が認められるとき
 - ・ 特別警報が発表されたとき
 - ・ その他災害の状況により、市長が必要と認めたとき※ 上記のいずれの場合においても、予想降雨量等により、基準よりも早い段階において避難指示を発令することもある。

	住民に求める行動
①高齢者等避難 【警戒レベル3】	・ 非常持出品の用意、家族との連絡等、避難の準備を開始 ・ 避難行動に時間を要するものは、避難行動を開始
②避難指示 【警戒レベル4】	・ 計画された避難所等への避難行動を開始 ・ 避難中の住民は、避難行動を速やかに完了 ・ 未だ避難していない住民は、直ちに避難

避難指示等を発令した場合は、すみやかにその旨を兵庫県知事に報告する。

3 避難指示等の内容

- (1) 高齢者等避難、避難指示の別
- (2) 警戒レベル（3または4）
- (3) 避難指示等の発令者
- (4) 避難指示等の発令日時
- (5) 避難指示等をする理由
- (6) 避難指示等の対象地域
- (7) 避難場所
- (8) 避難方法(特に自動車の規制について)
- (9) その他

4 避難指示等の伝達方法

- (1) 要避難地域の住民等に対して、防災行政無線による放送、広報車及び携帯マイクにより伝達を行うとともに、自主防災組織、住民自治組織等の協力を得て伝達を行う。広範囲の場合は、防災ネットあかし、エリアメール、緊急速報メール等による伝達も行う。
- (2) テレビ、ラジオ放送等により避難指示等の周知を図るため、原則として県を通じて放送局に協力を要請する。
- (3) 必要に応じて、明石警察署にも協力を求め、迅速かつ確実な避難指示等の周知に努める。
- (4) 浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等への洪水予報等の伝達、及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への土砂災害等に関する情報の伝達を行う。なお、要配慮者利用施設への情報伝達手段としては、インターネットFAX等を利用する。

5 居住者の誘導

- (1) 避難・協力班及び水防隊本部は、水防活動上において避難誘導が必要な場合、連携して誘導を行う。
- (2) 誘導は自主防災組織、警察等の協力を得て行う。
- (3) 最も安全な避難経路をあらかじめ指示する。
- (4) 避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。
- (5) 特に危険な箇所については、誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- (6) 避難誘導を実施する際は、誘導員の安全確保に十分な配慮を行う。
- (7) 屋外への避難が危険又は困難と判断される場合には、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保（垂直避難）に関する措置を指示することができる。

6 避難所

(1) 避難所の開設

水防管理者は自主避難希望者、避難指示等による避難者及び住家が被害を受け居住場所を確保することが困難な者に対し、必要と認める場合、下記の避難施設のうちから、避難者の心身の状態、居所と避難経路等の避難者の状況を優先的に考慮するとともに、避難・教育対策班の体制などを勘案して避難所の開設を行う。

(避難施設)

- ・市立小学校
- ・市立中学校等
- ・総合福祉センター、ふれあいプラザあかし西（福祉避難所）
- ・その他の市の施設及び公営施設
- ・自治会施設

(2) 避難所の運営

ア 避難所には原則として市職員を配置し、施設管理者の協力を得ながら運営を行う。また、避難者はその運営に積極的に協力するとともに、自主的運営に努めるものとする。

イ 避難所では、施設の安全性や衛生状態の管理に努めなければならない。

ウ 避難所には常に避難者名簿を備え付け、入退所者に関する事項を記録しておかなければならない。

エ 要配慮者（災害時要援護者）への対応を行うため、必要に応じ避難所内に福祉避難室を開設し、福祉避難室で対応困難な場合は、福祉避難所を開設する。

オ 避難所への情報提供は、防災行政無線等により行う。

7 避難指示等の解除

避難の必要がなくなったときは、避難している住民に対し、直ちにその旨を公表し、県知事に報告するものとする。その伝達方法は、「4 避難指示等の伝達方法」によるものとする。

8 警戒区域の設定

水防上緊急の必要がある場合においては、水防隊本部及び水防方面隊本部に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる(水防法第21条)。

- 9 浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内施設の避難確保・浸水防止計画
浸水想定区域内の地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等及び土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設における避難確保・浸水防止計画策定及び訓練実施についての指導、支援を行う。

第11章 居住者等の水防義務

水防管理者は、水防のためやむを得ない必要があるときは、区域内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させることができる。(水防法第24条)

第12章 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生した時は、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防や護岸の構造、川の流速、浸水地域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し、実施するものとする。

水防団員は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間や津波到達時刻等を考慮して水防作業を行うものとし、作業の危険性が高いと判断した場合は、作業よりも自身の避難を優先する。

第13章 警察との関係

水防管理者は、明石警察署と連携を密にし、水防法に基づく応援事項等について協議しておくものとする。

- (1) 警戒区域の監視について (水防法第21条第2項)
- (2) 警察官の出動について (水防法第22条)
- (3) 警察電話の使用について (水防法第27条第2項)
- (4) 避難立退きの場合における措置について (水防法第29条)

第14章 隣接水防管理団体その他との協力応援

1 隣接水防管理団体との応援協力

明石市と隣接水防管理団体は、水防のため緊急の必要があるときは、水防法第23条の規程及び災害時における相互応援協定等に基づき相互に応援するものとする。

2 河川管理者の協力

河川管理者である加古川土木事務所は水防管理者に対して、河川に関する情報の提供等の水防法に基づく水防活動のための協力を行う。

3 水防協力団体の指定

水防管理者は、水防法第37条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると思われる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

4 災害時の応急対策業務に関する協定

(1) 一般社団法人等との協定

地震、風水害その他の災害が発生した場合において、市が実施する災害応急対策業務に協力できる一般社団法人等の団体と防災協定を締結する。

- ・ 一般社団法人兵庫県建設業協会明石支部（平成10年1月17日締結）

(2) 民間事業団体等との協定

地震、風水害その他の災害時における復旧事業の一環として、市が実施する災害応急対策業務に協力できる民間事業団体等と防災協定を締結する。

- ・ 株式会社金田土木 協力会「災害時応急対策協議会」
代表幹事事業者：株式会社金田土木（平成26年7月10日締結）
- ・ 協同会
代表幹事事業者：株式会社武貞興業（平成26年12月25日締結）

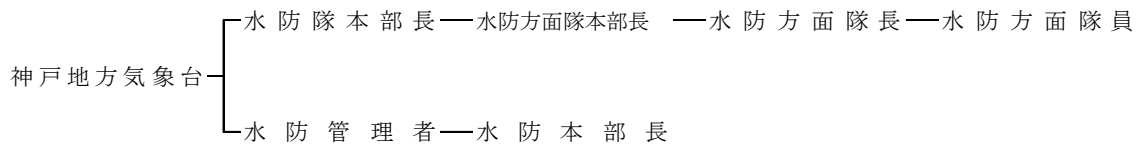
第15章 水防関係連絡先

連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法
水防管理者	明石市役所 明石市中崎1丁目5-1	明石市長	912-1111
副管理者	〃	明石市副市長	〃
水防本部長	〃	危機管理監	水防本部 918-5290
水防隊本部長	明石市消防局 明石市藤江924-8	明石市消防局長	921-0119
水防方面隊本部長	〃	明石市消防団長	〃
明石警察署	明石市田町2丁目10-10	明石警察署長	922-0110
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5丁目10-1	兵庫県知事 (企画防災班)	362-3531
加古川土木事務所	加古川市加古川町寺家町 天神木97-1	加古川土木事務所長 (通常時 管理第2課) (水防指令発令時 水防指令室)	(079)421-9375 (079)421-9103
加古川流域土地改良事務所	三木市宿原字寺ノ前70	加古川流域土地改良事務所長 (農村計画第1課)	(0794)82-9839
神戸市役所	神戸市中央区加納町 6丁目5-1	神戸市長 (建設局防災部防災課)	595-6352
加古川市役所	加古川市加古川町北在家 2000	加古川市長 (防災対策課)	(079)427-9717
高砂市役所	高砂市荒井町千鳥 1丁目1-1	高砂市長 (危機管理室)	(079)443-9008
稲美町役場	稲美町国岡1-1	稲美町長 (土木課)	(079)492-9142
播磨町役場	播磨町東本荘 1丁目5-30	播磨町長 (危機管理課)	(079)435-0991
一般社団法人兵庫県 建設業協会明石支部	明石市大蔵八幡町 15-11	建設業協会明石支部長 (明石支部事務局)	911-6301
株式会社金田土木 協力会	明石市大久保町八木 739-10	※株式会社金田土木	936-0719
協同会	明石市大久保町大窪 899-1	※株式会社武貞興業	995-5000

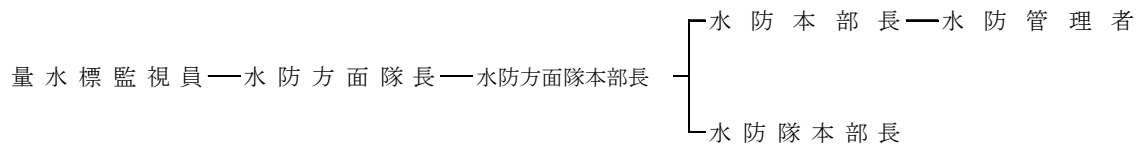
※ 災害時における応急対策業務に関する協定の代表幹事事業者

第16章 連絡系統

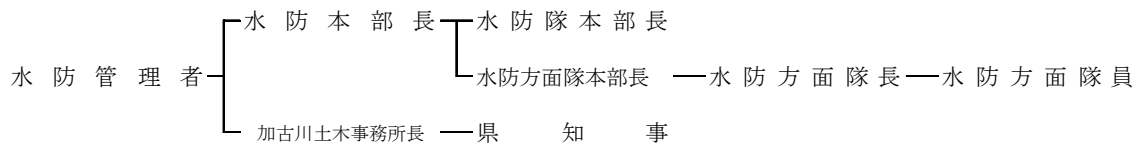
1 気象状況



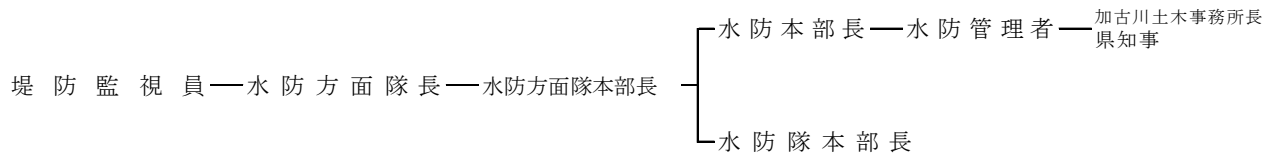
2 量水標の監視



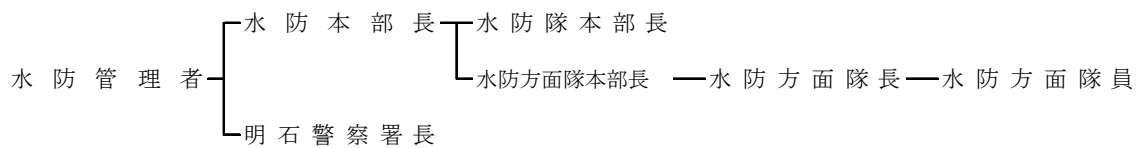
3 水防出動



4 堤防その他の決壊



5 避難、立退き並びに避難先



6 水防警報解除

3 「水防出動」に同じ

第17章 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成する。

1 水防実施状況報告書

明石市水防実施状況報告書

水防管理団体名		明石市		現地指導公務員の職氏名		作成日時		作成責任者							
						品名	数量	金額							
出水の状況	〇〇川	警戒水位	〇m	水位	〇m										
水防実施箇所	〇〇川水系〇〇川地先		〇m	(〇〇市〇〇区内水氾濫など)											
日時	自 〇月〇日 ~ 至 〇月〇日														
出動人員概要	水防団員	人	消防団員	人	その他	人	合計	人	0人						
	堤防	m	田	m ²	畑	m ²	家	戸	鉄道	m	道路	m	人口	人	その他
水防作業の概要及び工法	〇〇工法 〇〇m (〇〇地区、排水ポンプによる排水など)														
水防の効果	効果	水防活動に従事中員 〇名又は被災にかかった者の職氏名及び手当													
	被害	自己の水防活動に関する所見													
備考															

- 2 水防法第23条第1項の応援を求めた事由
- 3 水防法第24条の水防従事者または雇入れた者の住所氏名及び出勤時間並びにその事由
- 4 水防法第25条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 水防法第28条により使用または収用した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 水防法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除却場所
- 7 水防法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 水防法第29条による立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現場指導の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中、負傷または病気にかかった者の職氏名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 水防法第32条の2の水防訓練の概要

第18章 報 告

1 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては加古川土木事務所長を経由し、ため池に関しては加古川流域土地改良事務所長を経由し、知事に対し10日以内に報告するものとする。

- (1) 前章の1、4、5、8、11、12の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 加古川土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 通報水位・潮位、警戒水位・潮位、最高水位・潮位に達したとき及び警戒水位・潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 水防法第23条第1項による隣接市町等の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 水防法第25条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 水防法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、(2)(6)及び(7)については、関係警察署長及び隣接水防管理者及び関係福祉事務所長へ通報する。

3 水防管理者への報告

- (1) 方面隊長は、水防方面隊本部長を経て、次の事項を報告するものとする。

ア 水防の出動及び解散命令の時刻

イ 出動人員、職氏名及び出動中の時間

ウ 堤防その他施設等の損傷の箇所、種類、延長及びこれに対する措置工法その効果

エ 使用材料及び数量

オ 破損の器具資材の数量

カ 水防法第24条により従事させた者又は雇入れた者の住所氏名及び出務時間並びにその事由

キ 水防法第28条による器具、資材の収用、購入、障害物の処分又は土地の一時使用等の事由

ク 警察の援助状況

ケ 現場指導者の職氏名

- (2) 量水標管理者又は巡視員は、警戒中の観測水位を報告するものとする。

第19章 証票及び標識

1 身分証票

身分証票は、次に定めるものによる。ただし、消防吏員は消防職員証、消防団員は消防団員証を使用するも差支えない。

	8.4 cm	
	水防職員の証	
	第 号 交付 年 月 日	
	所 属 機 関 名	
6 cm	職 名 水 防	(表 面)
	氏 名	
	生年月日 年 月 日	
	所 属 機 関 の 長 印	

(注) 「水防」の文字は赤色とする

心 得	
1 本証は、自己の身分を明らかにする。	
2 記名以外の者の使用を禁ずる。	
3 本証の身分を失った時は、速やかに本証を返還する。	
4 本証の身分に異動のあった時は、速やかに訂正を受ける。	
5 本証は、水防法第49条第2項による土地立入証である。	(裏 面)

2 公用負担命令票

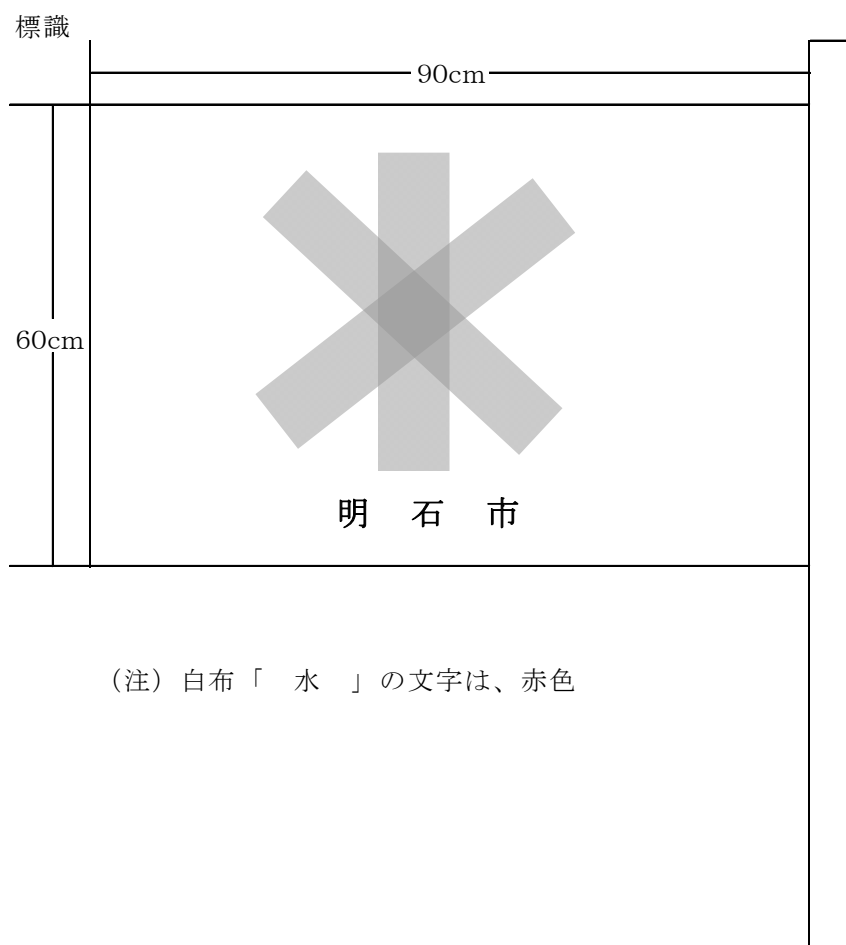
第 号	
公用負担命令書	
目的物	
水防法第28条第1項の規定により 使用(収用・処分)します。	
年 月 日	
様	
明石市水防管理者	
明石市長	

公用負担命令権限証	
職 名	
氏 名	
上記の者に明石市の区域における水防法 第28条第1項の権限行使を委任したこ とを証明する。	
年 月 日	
明石市水防管理者	
明石市長	

※ 法第28条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として上記のような命令書を2通作成し、その1通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

3 優先通行標識

標識は、次に定めるものによる。



第20章 水防計画

水防計画は、水防法第33条の規定に基づき、兵庫県の水防計画に応じた水防計画を定めるものとする。

また、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

第21章 水防訓練

水防訓練は、水防法第32条の2の規定に基づき、毎年出水期までに実施するものとする。